大阪府国民保護計画 新旧対照表

1 本府の組織再編(平成23年4月1日ほか)等に伴う変更

(1) 指定地方公共機関の追加

第1編 第3章 第2節 3 指定(地方)公共機関(20ページ表)中

	変更後		変更前	
ガス事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 ガスの安定的な供給 1 水の安定的な供給	ガス事業者郵便事業者	1 ガスの安定的な供給 1 郵便の確保	
郵便事業者	1 郵便の確保			

(2)組織の廃止に伴う本部員の削除及び組織改正に伴う名称変更等

第2編 第1章 第2節 1(1) 対策本部の組織等(54ページ表)中

変 更 後 変 更 前 政策企画部長、報道長、危機管理室長、総務部長	男 2 編 弟 1 草 弟 2 即 1(1) 対東本部の組織等(54ヘーン表) 中		
本 部 員 府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、	変更後	変更前	
	政策企画部長、報道長、危機管理室長、総務部長 本 部 員 本 部 員 環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、	政策企画部長、報道長、危機管理室長、総務部長	

第2編 第1章 第2節 3(1) 指令部の組織(59ページ表)中

	変更後		変更前
部 長	危機管理監	部長	危機管理監
副部長	危機管理室長	副部長	危機管理室長
部 員	政策企画総務課長、報道長、危機管理課長、 消防防災課長、保安対策課長、財政課長、人事課長、 庁舎管理課長、 <u>府民文化総務課長</u> 、 福祉総務課長、健康医療総務課長、 <u>保健医療室長</u> 、 商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、 都市整備総務課長、道路環境課長、 住宅まちづくり総務課長、会計局長 <u>、</u> 教育委員会事務局教育総務企画課長	部 員	政策企画総務課長、報道長、危機管理課長、 消防防災課長、保安対策課長、財政課長、人事課長、 庁舎管理課長、 <u>府民活動推進課長</u> 、 福祉総務課長、健康医療総務課長、 <u>医療対策課長</u> 、 商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、 都市整備総務課長、道路環境課長、 住宅まちづくり総務課長、会計局長、 水道部経営企画課長、 教育委員会事務局教育総務企画課長

(3)組織の廃止及び事業承継に伴う名称変更等

第9編 第3章 第1節 9(9)ア 飲料水の供給(ア)府(88ページ)中

変更後	変更前		
府は、市町村の給水活動が円滑に実施されるよう、 <u>大阪広域</u> 水道震災対策中央本部に参画し、関係者と連携して次の措置を講する。 i 大阪広域水道企業団の給水拠点の活用 ii 給水用資機材の調達斡旋 iii 給水活動に関する情報の収集と提供 iv 給水活動に関する応援の要請 v 飲料水の水質検査及び消毒 vi パック水・缶詰水の配布	府は、市町村の給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。 i <u>府営水道</u> の給水拠点の活用 ii 給水用資機材の調達 <u>に関する総合調整</u> iii 給水活動に関する情報の提供 iv 給水活動に関する応援の <u>調整</u> v 飲料水の水質検査及び消毒 vi パック水・缶詰水の配布		

<u>第2編 第3章 第1節 2(2)ア 飲料水の供給(4)市町村(88ページ)</u>	中		
変更後	変更前		
市町村は、大阪広域水道震災対策中央本部を通じて、府の 要請を受け、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講 ずるものとする。 i 浄水池、配水池等の給水拠点での給水の実施 ii 給水車・トラック等による給水の実施 iii 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による 給水の実施 iv 給水用資機材の調達 v 住民への給水活動に関する情報の提供	変 更 前 市町村は、府の <u>指示</u> を受け、 <u>又は府を補助して</u> 、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずるものとする。 i 浄水池、配水池等の給水拠点での給水の実施 ii 給水車・トラック等による給水の実施 iii 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施 iv 給水用資機材の調達 v 住民への給水活動に関する情報の提供 vi 飲料水の水質検査及び消毒 vii パック水・缶詰水の配布		
vi 飲料水の水質検査及び消毒 vii パック水・缶詰水の配布	VII ノヽツク小・山市小の配布		

第2編 第5章 第3節 1 府及び市町村による生活基盤等の確保(1)(130ページ~131ページ)中

変 更 後	変更前
水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である	水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である
<u>企業団</u> 及び市町村は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じ	<u>府</u> 及び市町村は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送
た送水停止など、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措	水停止など、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を
置を講ずるものとする。	講ずるものとする。

第2編 第5章 第3節 2 指定(地方)公共機関による生活基盤等の確保(1)(131ページ)中

変 更 後	変 更 前
電気事業者 <u>ガス事業者並びに水道用水供給事業者及び工業</u> 用水道事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの国民 保護業務計画に基づき、電気 <u>ガス及び水</u> を安定的かつ適切に	電気事業者 <u>及び</u> ガス事業者である指定(地方)公共機関は、 それぞれの国民保護業務計画に基づき、電気及びガスを安定的 かつ適切に供給するための必要な措置を実施することとされ
供給するための必要な措置を実施することとされている。	ている。

(4)組織の廃止に伴う削除

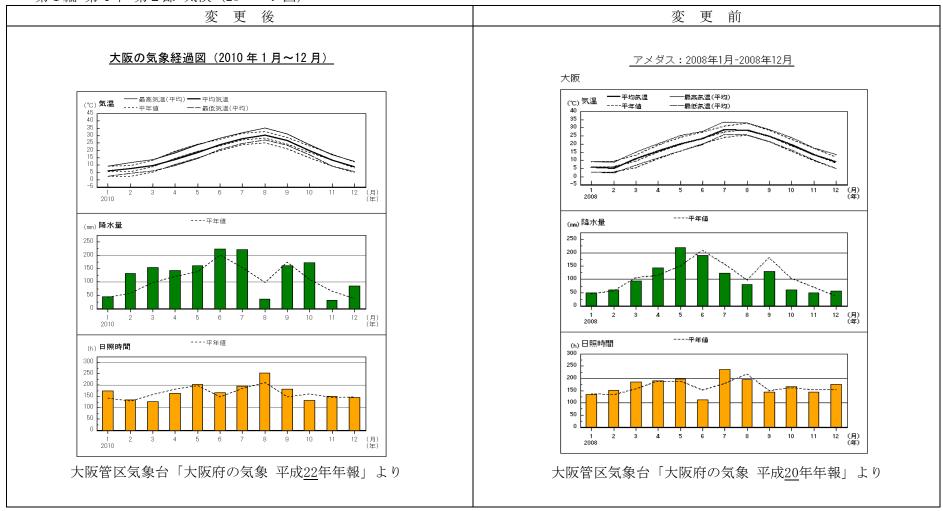
第3編 第1章 第1節 1 各部局における業務(133ページ表)中

変更後					変更前	
教育委員会・「	国民保護措置に関すること 学用品の供与 応急教育 児童・生徒の避難	等	-	会計局 水道部 教育委員会	 ・国民保護措置に関すること ・水道用水及び工業用水の供給確保 ・応急給水及び応急復旧 ・ 学用品の供与 ・ 応急教育 	<u>等</u>
					・児童・生徒の避難	等

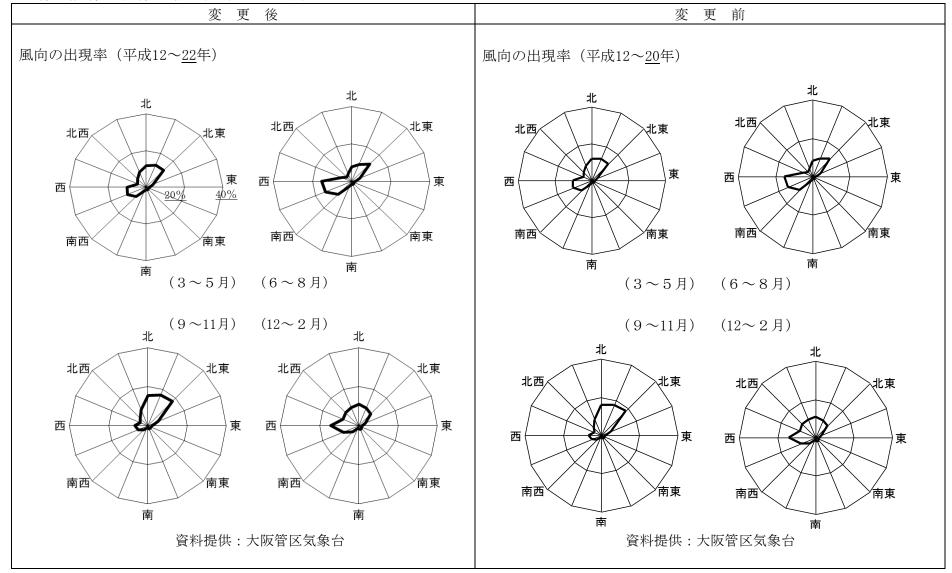
2 本府の庁舎設置に伴う名称変更、資料の時点修正及び誤謬訂正等

(1) 資料の時点修正

第1編 第4章 第2節 気候 (25ページ図)



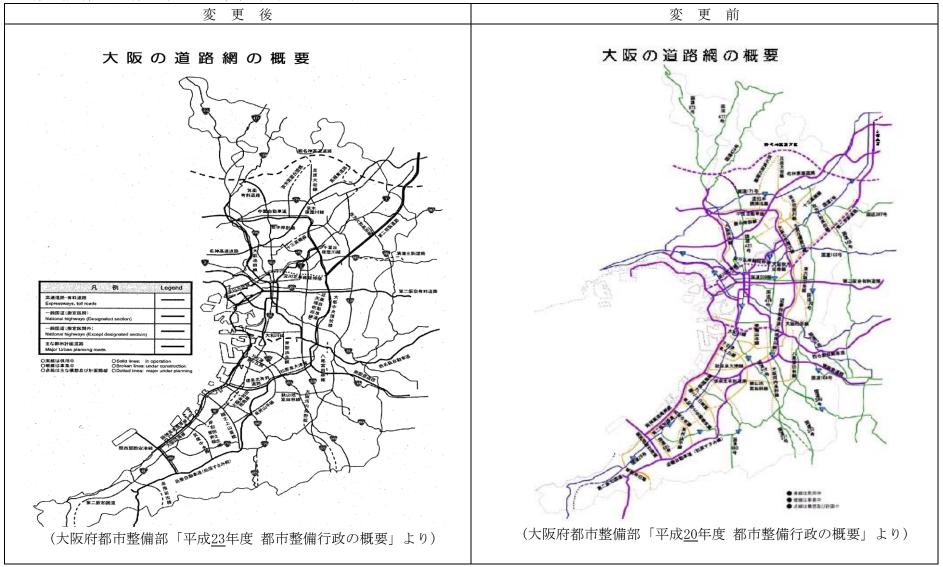
第1編 第4章 第2節 気候 (26ページ図)



第1編 第4章 第4節 3 自動車保有台数 (30ページ) 中

変更後	変更前
平成 <u>23</u> 年 <u>3</u> 月末現在、府内で約 <u>368</u> 万 <u>5000</u> 台の自動車が保有されて	平成 <u>21</u> 年 <u>2</u> 月末現在、府内で約 <u>375</u> 万 <u>7000</u> 台の自動車が保有されて
おり、その内訳は、貨物用自動車 <u>69</u> 万 <u>2000</u> 台、乗合用自動車9000台、	おり、その内訳は、貨物用自動車 <u>72</u> 万 <u>4000</u> 台、乗合用自動車9000台、
乗用自動車268万4000台、特殊用途車6万5000台、二輪車23万5000台で	乗用自動車 <u>271</u> 万 <u>8000</u> 台、特殊用途車6万 <u>6000</u> 台、二輪車 <u>24</u> 万台である
ある(近畿運輸局大阪運輸支局調べ)。	(近畿運輸局大阪運輸支局調べ)。

第1編 第4章 第4節 道路の位置等 (31ページ図)



(2) 名称変更及び誤謬訂正

第1編 第4章 第6節 1 地下街・高層建築物 (34ページ~35ページ) 中

変更後	変更前
〔前略〕	〔前略〕
また、高層建築物は、泉佐野市のりんくうゲートタワービル(高さ	また、高層建築物は、泉佐野市のりんくうゲートタワービル(高さ
256メートル)をはじめ、大阪市住之江区の大阪府咲洲庁舎〔旧大阪	<u>254</u> メートル)をはじめ、大阪市住之江区の <u>大阪ワールドトレードセン</u>
<u>ワールドトレードセンタービルディング</u> (同 <u>256</u> メートル)、同市港	<u>タービルディング</u> (同 <u>252</u> メートル)、同市港区のオーク200(200メー
区のオーク200(200メートル)などがある。	トル)などがある。

(3)誤謬訂正

第1編 第4章 第6節 3 自衛隊施設 (35ページ) 中

第1編 第4早 第0副 3 日南欧旭政(35、 ン)下	
変更後	変更前
自衛隊の施設としては、大阪府内には、陸上自衛隊中部方面隊の 八尾駐屯地 (八尾市)、信太山駐屯地 (和泉市 <u>)が</u> ある。海上自衛隊 及び航空自衛隊の施設等は、府内には所在していない。	自衛隊の施設としては、大阪府内には、陸上自衛隊中部方面隊の 八尾駐屯地 (八尾市)、信太山駐屯地 (和泉市)及び豊中分屯地 (豊 中市)がある。海上自衛隊及び航空自衛隊の施設等は、府内には所在 していない。